

職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1862号

職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費の支給に関する規則（規則第6-10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前				
<p>別表第1（第8条関係） 第1号様式 旅費（概算）請求書</p> <p>（略）</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 また、上記の申告事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給（概算払）を請求します。</p> <p>年 月 日 氏名</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>旅行命令権者の確認 （年 月 日）</p> </td> </tr> </table> <p>備考（略）</p>	<p>上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 また、上記の申告事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給（概算払）を請求します。</p> <p>年 月 日 氏名</p>	<p>旅行命令権者の確認 （年 月 日）</p>	<p>別表第1（第8条関係） 第1号様式 旅費（概算）請求書</p> <p>（略）</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 また、上記の申告事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給（概算払）を請求します。</p> <p>年 月 日 署名 ㊟</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>旅行命令権者確認欄</p> <p>年 月 日</p> <p>確認印</p> </td> </tr> </table> <p>備考（略）</p>	<p>上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 また、上記の申告事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給（概算払）を請求します。</p> <p>年 月 日 署名 ㊟</p>	<p>旅行命令権者確認欄</p> <p>年 月 日</p> <p>確認印</p>
<p>上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 また、上記の申告事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給（概算払）を請求します。</p> <p>年 月 日 氏名</p>	<p>旅行命令権者の確認 （年 月 日）</p>				
<p>上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 また、上記の申告事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給（概算払）を請求します。</p> <p>年 月 日 署名 ㊟</p>	<p>旅行命令権者確認欄</p> <p>年 月 日</p> <p>確認印</p>				
<p>第2号様式 旅費精算（請求）書</p> <p>（略）</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 （また、上記の精算事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給を請求します。）</p> <p>年 月 日 氏名</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>旅行命令権者の確認 （年 月 日）</p> </td> </tr> </table> <p>備考（略）</p>	<p>上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 （また、上記の精算事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給を請求します。）</p> <p>年 月 日 氏名</p>	<p>旅行命令権者の確認 （年 月 日）</p>	<p>第2号様式 旅費精算（請求）書</p> <p>（略）</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 （また、上記の精算事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給を請求します。）</p> <p>年 月 日 署名 ㊟</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>旅行命令権者確認欄</p> <p>年 月 日</p> <p>確認印</p> </td> </tr> </table> <p>備考（略）</p>	<p>上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 （また、上記の精算事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給を請求します。）</p> <p>年 月 日 署名 ㊟</p>	<p>旅行命令権者確認欄</p> <p>年 月 日</p> <p>確認印</p>
<p>上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 （また、上記の精算事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給を請求します。）</p> <p>年 月 日 氏名</p>	<p>旅行命令権者の確認 （年 月 日）</p>				
<p>上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 （また、上記の精算事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給を請求します。）</p> <p>年 月 日 署名 ㊟</p>	<p>旅行命令権者確認欄</p> <p>年 月 日</p> <p>確認印</p>				
<p>第3号様式 旅費請求書</p> <p>（略）</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 また、上記の申告事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給を請求します。</p> <p>年 月 日 氏名</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>旅行命令権者の確認 （年 月 日）</p> </td> </tr> </table> <p>備考（略）</p>	<p>上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 また、上記の申告事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給を請求します。</p> <p>年 月 日 氏名</p>	<p>旅行命令権者の確認 （年 月 日）</p>	<p>第3号様式 旅費請求書</p> <p>（略）</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 また、上記の申告事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給を請求します。</p> <p>年 月 日 署名 ㊟</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>旅行命令権者確認欄</p> <p>年 月 日</p> <p>確認印</p> </td> </tr> </table> <p>備考（略）</p>	<p>上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 また、上記の申告事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給を請求します。</p> <p>年 月 日 署名 ㊟</p>	<p>旅行命令権者確認欄</p> <p>年 月 日</p> <p>確認印</p>
<p>上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 また、上記の申告事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給を請求します。</p> <p>年 月 日 氏名</p>	<p>旅行命令権者の確認 （年 月 日）</p>				
<p>上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 また、上記の申告事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給を請求します。</p> <p>年 月 日 署名 ㊟</p>	<p>旅行命令権者確認欄</p> <p>年 月 日</p> <p>確認印</p>				

第4号様式

旅費計算書(領収書)

(略)
上記の金額を領収しました。 年 月 日 氏名
(略)

備考 (略)

第5号様式

旅費計算書(領収書)

(略)		
旅費額	(略)	左記の金額を領収しました。 年 月 日 氏名
(略)		

備考 (略)

第4号様式

旅費計算書(領収書)

(略)
上記の金額を領収しました。 年 月 日 署名 印
(略)

備考 (略)

第5号様式

旅費計算書(領収書)

(略)		
旅費額	(略)	左記の金額を領収しました。 年 月 日 署名 印
(略)		

備考 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。